

## 合筆

1. 第3者の権利なし。所有者及び所在、地目はすべて同じ。土地と土地は接している。以上により合筆可能。

(合筆:合筆後の地番を準則 67 条 1 項 7 号の特別な事情を適用)

1. 第3者の権利なし。所有者及び字名、地目はすべて同じ。土地と土地は隣接している。以上により合筆可能。尚、申請地内の建物が 34 - 1 土地上に存し、住所地は 34-1 を使用している。そこで、本来は合筆後の地番を 34-1 にしてほしい旨の強い要望があった。そこで準則 67 条 1 項 7 号の特別な事情を適用し、本申請に至った。

(合筆:筆界未定地の合筆)

1. 申請地は筆界未定地であるが、土地を特定でき、全ての土地が同一地目として利用されており、筆界未定を解消することなく本申請(合筆)に至った。

2. 地図では申請地が筆界未定地となっているが、別紙添付の重ね図のとおり土地は接しており、合筆の要件は満たしている。現在の地図は、昭和 42 年作成(地籍図)、昭和 45 年 1 月法務局に備付けられた。そして、30 番 25 は、昭和 45 年 7 月分筆されたが、〇〇市地籍調査室で確認したところ、昭和 42 年作成当時より現在の地図のとおり 30 番 25 を含め筆界未定となっているように処理されていることから、誤って国土調査後、法務局に備え付けるまでに実施期間を経由せず、分筆されたものとして処理したと思われる。